

行政改革プラン（第三次行政改革大綱）

平成19年8月策定

計画期間：平成19年度～平成23年度（5カ年）

計画の位置づけ：第四次長期総合計画の「行政経営編」として位置づけられている。

基本的考え方

- (1) 持続可能性のあるまちの実現（サステナビリティ）
- (2) 市民満足度向上の実現（アメニティ）
- (3) 市民参加と協働が推進されるまちの実現（コミュニティ）

行政改革実施プラン

平成19年8月策定

計画期間：平成19年度～平成23年度（5カ年）

改革の具体的方策

(1) 行政運営のシステム改革

(2) 人事制度の改革

(3) 情報政策の充実

(4) 財政運営の改革

(5) 財産の効果的活用

集中改革プラン 29事業

国（総務省）の指針に基づき、平成19年7月に策定した事業。計画期間は平成17年度から平成21年度まで

各課1事業 45事業

平成19年8月策定。市民サービスの向上、行政手続きを簡素化するなどの視点から、課として取り組む事業。計画期間は平成19年度から平成23年度まで

推進体制

行政改革推進本部

行政改革実施プラン等による行政改革の推進を図る

（構成員＝市長（本部長）、副市長、教育長、執行機関の部長および部長相当職の者）

行政改革推進委員会

行政改革の進行状況を管理する

（委員＝公募市民3人・識見を有する者5人）

市民への説明
情報の公表